平成２３年（フ）第２３８３号
横浜市南区永田みなみ台２番６―601号
債務者　神田　典枝（旧名徳子）
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９１号
岡山市北区岩井２丁目４番13―３号　フォンテ・レオーネＥ棟202号室
債務者　宮本　　進
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４６号
岡山市北区西崎１丁目22番10号
債務者　土倉　眞理
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８９号
熊本県八代市植柳上町673番地１
債務者　道脇　惠子
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第２２１号
沖縄県沖縄市室川２丁目33番37号　神村アパート
債務者　前川　政光
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１７号
長崎県平戸市生月町舘浦191番地
債務者　松永　千春
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月11日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
長野県佐久市平林1065番地３
債務者　由井　美紀
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第５７号
長野県小諸市甲3441番地１　市営住宅683号
債務者　高橋　亜希
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第４５６号
岡山市北区奥田１丁目１番３号　401
債務者　杉本　初美
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６２号
岡山市南区藤田655番地19　丸山コーポ201号、旧住所岡山市南区妹尾2629番地１　メゾンフルールⅡ105号室
債務者　湯浅　正行
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４７９号
岡山市南区植松657番地１　102号
債務者　髙嶋　　誠
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８０号
岡山市南区植松657番地１　102号
債務者　髙嶋　文香
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２２号
大分県豊後大野市大野町屋原1504番地３
債務者　山野　博史
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第２４号
大分県豊後大野市三重町内田2636番地
債務者　阿南　恵子（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成23年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前10時
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第１３２３９号
東京都板橋区蓮根２丁目29―11―504
債務者　薄井　玲子
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２１号
熊本県山鹿市鹿校通１丁目13番20号
債務者　星子　政則
1　決定年月日時　平成23年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月22日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係